



まっすぐ育った、  
農産物たちの祭典。

第29回

# 白石市農業祭

2007.11.3(土)9:00~16:00 4(日)9:00~15:00  
ホワイトキューブ(白石市文化体育活動センター)

好評につき  
今年もやります！

今年も  
たくさんの  
コーナーを設け  
皆さまのお越しを  
お待ちしております。

白石産“こだわり米”を  
1kgプレゼント！

11月3日にご来場の方で、ポイントを  
2つ集めると先着1,000名様に  
白石産のお米をプレゼント！

※詳しくは、11月1日の朝刊折り込みチラシ  
をご覧ください。

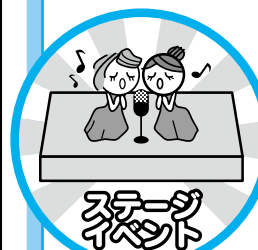


## 白石市農業祭の主なイベントのご紹介

- \*農林産物コンテストおよび  
農産物即売会
- \*農業と農協展・すてきな暮らし展
- \*林業と森林組合展
- \*白石市および登別市、海老名市物産展



- \*書写絵画展・ファミリーイベント・  
ステージイベント(歌謡ショー、太鼓など)
- \*モクスガニや越河産なたね油などの販売
- \*振る舞いもち など



今年も“緑化木”のプレゼントがあります！  
●11月3日先着250名様 ●11月4日先着250名様

主催：白石市・JAみやぎ仙南 第15回 白石市生涯学習フェスティバル参加事業・第10回 JAみやぎ仙南フェスティバルin白石

第9回

# 福祉まつり

～であいふれあいささえあい～

日時 10月28日(日)10:00～14:30

場所 ホワイトキューブ・アリーナ

- ステージ発表 踊りや太鼓、演奏などを、障害を持っている方々が一生懸命披露します。一緒に歌ったり踊ったりして楽しみましょう。
- 販売コーナー 手芸作品やスリッパ、鉢花など、施設の皆さんが作ったものや、フリーマーケットなど、格安でいいものいっぱいの販売コーナー。もちろん屋台もあります。楽しい抽選会もご用意しましたのでぜひお越しください！
- 体験コーナー 車いす体験や目かくし体験、疑似体験、手話体験、介護支援機器や車両の体験などを楽しみながら

- ら体験できます。子どもコーナーもあるのでお楽しみに！
- 展示コーナー 市内のボランティア団体や福祉施設の皆さんが作るなどした作品を展示します。
- 相談コーナー 福祉についてお気軽にご相談ください。
- シャトルバスも運行します！
- ・白石駅発 9:30、10:00、10:30
- ・キューブ発 13:00、14:30、15:00

問 第9回福祉まつり実行委員会事務局  
(福祉事務所内) ☎22-1400



会員  
募集中!

## 皆さん、私たちと一緒に活動しませんか？

### 白石市母子寡婦福祉会

当会では、市内の母子・寡婦がお互いの交流とふれあいを通じて励まし合い、生活の安定と福祉の向上を図ることを目指して、さまざまな活動に取り組んでいます。加入は随時受け付けていますので、ぜひご入会ください。年会費は600円です。

●申し込み・問い合わせ先  
同会事務局(白石市社会福祉協議会内) ☎22-5210

### 白石市身体障害者福祉協会

当協会は、身体障害者の団結を図り、相互に助け合いながら福祉厚生に寄与することを目的としています。本年度は「決してひとりで悩まずに、手に手を取って楽しく元気に生き抜こう！」をスローガンに旅行や研修会などを実施しています。ぜひご入会ください。

●申し込み・問い合わせ先  
同協会事務局(福祉事務所内) ☎22-1400

## 「白石市消防団協力事業所表示制度」を始めました

火災、水害、地震などの災害発生時に、いち早く現場に駆け付け地域防災の要となっているのが消防団です。

しかし、消防団員の就業形態も昔とは大きく変わり、約75%がサラリーマンとなっています。このような状況の中で、迅速で円滑な地域防災活動を確保するためには、消防団に入団しやすく活動しやすい環境の整備が求められ、事業所などの消防団活動に対する一層の理解と協力が必要になってきます。

■消防団協力事業所表示制度  
そこで、本市では9月1日から白石市消防団協力事業所表示制度実施要綱を定め、事業所などとの連携強化を図っています。

消防団協力事業所として認められた事業所には、表示証を交付します。事業所は取得した表示証を社屋に掲示したり、自社広告やホームページなどで広く公表したりすることができ、消防団活動への協力が社会貢献として認められ、事業所のイメージアップにつながるのと同時に、地域防災体制の充実を図ることができます。

■協力事業所の認定基準  
協力事業所の認定基準は、消防関係法令に違反がなく、次のい

- ① 消防団員を2名以上かつ5年以上雇用し、消防団活動に対し賃金、昇級などで不利に扱わないよう配慮していること。
  - ② 従業員の消防団活動について積極的に配慮していること。
  - ③ 災害時に事業所の資機材を消防団に提供するなどの協力ができること。
  - ④ 災害時に事業所の所有地を避難場所に提供するなどの協力ができること。
  - ⑤ 自衛消防隊を設置し、災害時などに消防活動に協力ができる事業所であること。
  - ⑥ そのほか、消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与していること。市長が特に優良と認めること。
- ※詳しくは、生活環境課までお問い合わせください。  
☎22-1314



▲消防団協力事業所表示制度の表示証